

岐阜県公報

第二千八百六十六号
平成二十九年七月二十一日
(金曜日)

目次

公 示

システム共通基盤の構築、機器の賃貸借及び維持管理業務委託に関する仕様書案に対する意見招請に関する公告
 県営土地改良事業計画の決定
 公共測量の実施
 美濃加茂都市計画の図書の縦覧
 各務原都市計画の図書の縦覧
 開発行為の工事の完了

(情報企画課) 四六九
 (農地整備課) 四七〇
 (用地課) 四七〇
 (都市政策課) 四七一
 (同) 四七一
 (建築指導課) 四七一

公 示

システム共通基盤の構築、機器の賃貸借及び維持管理業務委託に関する仕様書案に対する意見招請に関する公告

システム共通基盤の構築、機器の賃貸借及び維持管理業務委託に関する仕様書案の作成が完了したので、次のとおり仕様書案に対する意見を招請します。

平成二十九年七月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

1 調達役務の名称及び数量

システム共通基盤の構築、機器の賃貸借及び維持管理業務 一式

2 意見の提出方法等

(1) 提出期限 平成29年8月9日(水)午後5時(郵送の場合は、必着のこと。)

(2) 提出先 〒500 8570 岐阜市数田南二丁目1番1号

岐阜県総務部情報企画課情報システム係

電話 058 272 1111(内線2277)

(3) 提出方法 仕様書案とともに交付する意見招請説明書による。

3 仕様書案の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間 平成29年7月21日(金)から平成29年8月4日(金)までの毎日(県

の機関の休日を除く。)午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所 2の(2)に同じ。

4 意見招請に関する事務を担当する部署

2の(2)に同じ。

5 Summary

(1) Subject of the materials to be put forward for comment:
Construction, Lease, Maintenance and Management of the Information System Platform: One Unit

(2) Date and time for the distribution of materials for comment:
Every day from 9:00 a.m. to 5:00 p.m. from 21 July 2017 through 4 August 2017 (excluding weekends and national holidays)

(3) Deadline for the submission of amendments and additions to the materials for comment: 5:00 p.m., 9 August 2017
(Amendments and additions submitted by mail must be received by 5:00 p.m., 9 August 2017.)

(4) For further information, please contact:
Information Policy Planning Division,
Department of General Affairs, Gifu Prefectural Government
2-1-1 Yabuta-minami, Gifu City, Gifu Prefecture, 500-8570
Tel: 058-272-1111 Ext. 2277

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年七月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
土 倉 地 区	海 津 市 役 所	平成二九・八七・二二から 同二九・八七・二二まで

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の

県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年七月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
福 江 地 区	海 津 市 役 所	平成二九・八七・二二から 同二九・八七・二二まで

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年七月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
岐阜市
- 二 作業種類
公共測量（都市計画基本図作成）
- 三 作業期間
平成二十九年七月二十日から
平成三十年三月十五日まで
- 四 作業地域
岐阜市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第一項の規定により郡上市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年七月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

郡上市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影、写真地図作成）

三 作業期間

平成二十九年六月二十日から
平成三十年三月二十八日まで

四 作業地域

郡上市

美濃加茂都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年七月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

開発許可（変更許可）番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設の種類の	公共施設の位置及び区域
岐阜県指令岐西建築第四五号の四 平成二九・六・二四	羽島市正木町森一三丁目六五番	道路	開発登録簿による
			羽島郡岐南町八剣北七丁目九八番地（B・MOUND九八一C号室） 吉 村 智 子

美濃加茂都市計画特別用途地区
二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び美濃加茂市建設水道部都市計画課

各務原都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年七月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

各務原都市計画用途地域

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び各務原市都市建設部都市計画課

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十九年七月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

平成二十九年七月二十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社